

市民相談(2月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。
秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場 市役所1階市民相談室101・102
問 魅力創造発信課
TEL 06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼弁護士※予(1人30分・先着14人)
毎週木曜日13:00~16:30

▼司法書士※予(1人30分・先着8人)
第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・贈与などの登記
▼司法書士※予(1人30分・先着4人)
第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続・所得・贈与税など
▼税理士※予(1人30分・先着6人)
第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

▼行政書士※予(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

▼宅地建物取引士※予
(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

※予上記いずれも相談日の1週間前(休日のときは翌開庁日)13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼行政相談委員予前日までに
第4火曜日10:00~12:00

備 3人の相談員が親身に市民の相談をお受けします。

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」と電話があり、銀行やコンビニなどの現金自動預払機(ATM)に誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺に注意してください。

市では、還付金がある場合、市民の皆さんに電話で、銀行や現金自動預払機(ATM)での手続きをお願いするとは絶対にありません。

こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いいたします。

問 保険課
TEL 06・6992・1545

高額介護合算療養費の支給申請書送付

1年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯において一定の自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。

医療保険や介護保険では、支払った自己負担額について、高額療養費や高額介護サービス費により、月単位で上限額を設けていますが、この両方を負担する世帯の軽減を図るため、高額介護合算療養費を設けています。

支給対象となる世帯には、高額介護合算療養費支給申請書を送付します。支給対象 世帯における自己負担額の

合算額から、別表の自己負担限度額を差し引いたとき、500円以上となる場合。ただし、医療保険と介護保険のどちらかの自己負担額が0円である場合は支給対象になりません。

合算対象期間 令和2年8月1日~令和3年7月31日(1年間)

合算対象自己負担額 保険医療機関などで支払った自己負担額の合計額が対象です。ただし、高額療養費に該当し、支給を受けることができる場合は、高額療養費の支給額を差し引きします。

また、国民健康保険の加入者で70歳未満の人は、それぞれの保険医療機関などにおいて、月2万円を超えた自己負担額のみが、合算の対象です。

申請書の送付時期 2月下旬~3月初旬を予定

申請方法
▽国民健康保険の加入者 該当者には、保険課から支給申請書を送付します。ので、保険課に提出してください。

▽後期高齢者医療制度の加入者 該当者には、大阪府後期高齢者医療広域連合から支給申請書を送付します。ので、同広域連合に返送するか保険課に提出してください。

注 令和2年8月1日から令和3年7月31日までの間に国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入した人や転入した人は、申請書の送付がなくても申請できる場合があります。詳細

愛の献血

時・場 ▽2月13日(日)10:00~16:00

大日駅(イオンモール前)
ロータリー入口付近
(守口ライオンズクラブ主催)

▽2月27日(日)10:00~12:00、13:00~16:00

大日駅(イオンモール前)ロータリー入口付近

問 守口市献血推進協議会事務局(地域福祉課内)

TEL 06-6992-1570



専門家によるお困りごと相談会

日常生活で起きるさまざまなトラブルについて、専門家に相談できる機会です。ぜひ利用してください。

内 ▽弁護士相談 ▽登記相談(司法書士) ▽行政書士相談 ▽不動産一般相談(宅地建物取引士) ▽行政相談(行政相談委員) ▽人権相談(人権相談員)

1人当たり30分無料で相談できます。注 税務相談(税理士)はありません。

同一内容の相談は原則1回です。時 3月5日(土)午後1時~4時

場 市役所1階 会議室104・105
対 市内に在住・在職・在学している人
定 ▽弁護士相談：先着18人
▽その他の相談：各先着6人

申 2月21日(月)から電話で受け付け
問 魅力創造発信課
TEL 06・6992・1356

高額療養費(外来年間合算)の支給申請書送付

70歳以上の人で、年間を通して高額な外来診療を受けている人の負担が増えないようにするため設けられた制度です。

令和3年7月31日時点で高額療養費の自己負担限度額の区分が一般または

所得区分	国民健康保険+介護保険(70歳未満の世帯)	所得区分	国民健康保険+介護保険(70歳~74歳の世帯)	後期高齢者医療制度+介護保険
市・府民税課税世帯	901万円超 212万円	現役並み所得Ⅲ(※2) (課税所得690万円以上)	212万円	
	600万円超 901万円以下 141万円	現役並み所得Ⅱ(※2) (課税所得380万円以上)	141万円	
	210万円超 600万円以下 67万円	現役並み所得Ⅰ(※2) (課税所得145万円以上)	67万円	
	210万円以下 60万円	一般所得	56万円	
市・府民税非課税世帯	34万円	低所得(市・府民税非課税世帯)	Ⅱ Ⅰ(※3)	31万円 19万円

(※1) 所得とは「基礎控除後の総所得金額等」のこと。
(※2) 世帯における70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度加入者の中で、市・府民税課税所得額が基準額以上の人がいる世帯。
(※3) 同一世帯の全員の所得額が0円(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算。また、令和3年8月からは、給与所得から10万円控除して計算)となる被保険者、または市・府民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者。

しくは問い合わせください。
問 保険課
TEL 06・6992・1545
問 大阪府後期高齢者医療広域連合・給付課(後期高齢者医療制度加入者のみ)
TEL 06・4790・2031

福祉の総合相談

時 ①平日午前9時~午後5時30分 ②平日午前10時~午後4時(表の開催日時を除く) ③平日(表のとおり)

場 ①市役所7階守口市社会福祉協議会 ②いきいきネット相談支援センター(藤田町4-20-1) ③各コミュニティセンター

備 当日直接
問 守口市社会福祉協議会
TEL 06・6992・2715

毎月	場所	2月
第2火曜日	北部	8日
第3火曜日	錦	15日
第4火曜日	八雲東	22日
第2木曜日	南部エリア	10日
第3木曜日	東部エリア	17日
毎月	場所	3月
第1火曜日	西部	1日
第1木曜日	庭窪	3日

時 すべて10:00~12:00

低所得者であり、対象期間中の外来診療の自己負担額の合計から高額療養費として支給された分を差し引いた額が14万4千円を超える場合、超えた分を支給します。

支給対象となる人には、高額療養費(外来年間合算)支給申請書を送付します。

申請書の送付時期 令和4年2月上旬を予定

申請方法
▽国民健康保険加入者 該当者には、保険課から支給申請書を送付します。ので、保険課に提出してください。

▽後期高齢者医療制度加入者 過去に高額療養費の口座登録をされたことがない人に申請書を送付しています。同広域連合に返送するか保険課に提出してください。

注 令和2年8月1日から令和3年7月31日までの間に国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入した人や転入した人は、申請書の送付がなくても申請できる場合があります。詳しくは問い合わせください。

問 保険課
TEL 06・6992・1545
問 大阪府後期高齢者医療広域連合・給付課(後期高齢者医療制度加入者のみ)
TEL 06・4790・2031